

# 地震防災戦略

平成 17 年 3 月 30 日  
中央防災会議決定

## 1. 地震防災戦略の位置づけ、性格

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。特に切迫性の高い地震については地震発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要である。

そこで、平成 16 年 7 月の中央防災会議において、大規模地震については、被害想定（ ）をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとしたところである。

大規模地震対策は、社会全体で取り組まなければならない緊急課題であるため、「地震防災戦略」により特定された緊急に取り組むべき事項と目標を国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとする。

なお、各種対策と被害との関係の定量的把握が困難なものがあるが、引き続き関係機関において各種投資と減災効果の把握に関する手法の確立に努めるものとする。

中央防災会議では、東海地震及び東南海・南海地震について平成 15 年に被害想定を実施し、本年 2 月には、中央防災会議専門調査会において首都直下地震についての被害想定結果を公表したところである。

## 2. 地震防災戦略の構成

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標（ ）等から構成される。

- ・「減災目標」は、被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である。
- ・「具体目標」は、「減災目標」の達成に必要な各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるものである。具体目標は、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量（減災効果）の根拠となる目標と、その他の目標からなる。

減災目標の達成のためには地方公共団体における取り組みが重要であることから、減災目標及び具体目標を踏まえて、今後、地方公共団体においても「地域目標」を策定することを要請する。

「具体目標」とは、「地震防災戦略の策定について」（平成16年7月28日中央防災会議報告・承認）における「下位目標」のこと。



### 3．対象地震

今回、地震防災戦略を策定する対象地震は、既に中央防災会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱が定められている東海地震及び東南海・南海地震とする。

首都直下地震など、その他の大規模地震についても、被害想定を実施し、大綱が定められた後に、地震防災戦略の策定に速やかに着手することとする。

### 4．対象期間

大規模地震対策の実施及びその効果の発現には、一定の期間を要する。しかしながら、今回対象とした大規模地震は、その発生の切迫性が高いことから、達成目標年次を10年とするが、この期間内においても対策の「選択と集中」により、より効果的、効率的な対策の実施に努めるものとする。

なお、3年ごとに達成状況のフォローアップを行う。

また、定性的な目標にとどまっている項目については、今後、数値目標の設定に努め、新たな知見、地域の実情、対策の達成状況にも応じて、地震防災戦略を不断に見直すものとする。

### 5．地域目標に係る地方公共団体への要請

減災目標を達成するためには地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、そのため、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して、減災目標の意義、必要性について認識を共有しつつ、東海地震及び東南海・南海地震の地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることを要請する。

### 6．その他

昨年10月23日の新潟県中越地震や本年3月20日の福岡県西方沖を震源とする地震にみられるように、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体は、地域特性を踏まえ

た被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。

(参考)

東海地震の被害想定について

東海地震の被害想定は、平成 15 年 3 月に中央防災会議「東海地震対策専門調査会」においてとりまとめ公表している。

想定東海地震の規模はマグニチュード 8.0 とし、震度分布、津波高さ等を算定し、これをもとに以下のケースごとに被害想定を行っている。

地震発生時刻

地震発生時刻については、

- ・建物被害の影響が最も大きいと考えられる冬の朝 5 時（阪神・淡路大震災と同様のケース）
- ・職場等多くの人々が自宅から離れている秋の昼 12 時（関東大震災と同様のケース）
- ・火災の影響が最も大きいと考えられる冬の夕方 18 時

の 3 ケースとした。

津波の想定

津波の想定にあたっては、

- ・住民の避難意識の高い場合
- ・住民の避難意識の低い場合

の 2 ケースとした。

火災の想定

火災の想定にあたっては、

- ・阪神・淡路大震災時と同様の風速 3m/s の時
- ・関東大震災と同様の風速 15m/s

の 2 ケースとした。

地震予知情報の有無

東海地震は予知が可能とされている地震であることから、

- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合
- ・地震予知情報により警戒宣言が出された場合

を検討した。

このうち、今回、地震防災戦略において減災目標の基本となる被害想定としては、被害が最大となるケースとし、具体的には

死者数

- ・冬の朝 5 時
- ・風速 15m/s

- ・津波避難意識が低い場合
- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合

#### 経済被害

- ・冬の夕方 18 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合
- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合

とした。この場合の被害想定結果の概要は以下のとおりである。

### 東海地震の被害想定結果の概要

#### 死者数

項目	死者数
揺れによる被害	約 6,700 人
津波による被害	約 1,400 人
急傾斜地崩壊による被害	約 700 人
火災の被害	約 600 人
合計	約 9,200 人

#### 経済的被害

項目	被害額
直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、 ライフライン被害等)	約 2 6 兆円
間接被害	約 1 1 兆円
生産停止による被害	約 3 兆円
東西間幹線交通被害	約 2 兆円
地域外等への波及	約 6 兆円
合計	約 3 7 兆円

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

なお、発生時刻の異なるケースについても「具体目標」による被害軽減量を示し、対策の重点化等に活用するものとする。

## 東南海・南海地震の被害想定について

東南海、南海地震の被害想定は、平成 15 年 9 月に中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」においてとりまとめ公表している。

東南海、南海地震は、その発生の方に様々なケースが考えられるところであるが、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合が中心的に検討すべき地震とされていることから、今回の地震防災戦略についても、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とした。

東南海・南海地震の規模はマグニチュード 8.6 とし、震度分布、津波高さ等を算定し、これをもとに東海地震と同様のケースごと（ただし、地震予知情報の有のケースは除外。）に被害想定を行っている。

このうち、今回、地震防災戦略において減災目標の基本となる被害想定としては、東海地震と同様に、被害が最大となるケースとし、具体的には

### 死者数

- ・冬の朝 5 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合

### 経済被害

- ・冬の夕方 18 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合

とした。この場合の被害想定結果の概要は以下のとおりである。

## 東南海・南海地震の被害想定結果の概要

### 死者数

項目	死者数
揺れによる被害	約 6,600 人
津波による被害	約 8,600 人
急傾斜地崩壊による被害	約 2,100 人
火災の被害	約 500 人
合計	約 17,800 人

### 経済的被害

項目	被害額
直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、 ライフライン被害等)	約 4 3 兆円
間接被害	約 1 4 兆円
生産停止による被害	約 5 兆円
東西間幹線交通被害	約 1 兆円
地域外等への波及	約 8 兆円
合計	約 5 7 兆円

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

なお、発生時刻の異なるケースについても「具体目標」による被害軽減量を示し、対策の重点化等に活用するものとする。



## 東海地震の地震防災戦略

東海地震の被害想定から、揺れ及び津波による被害が甚大であることに鑑み、以下の人的被害及び経済被害の軽減戦略を東海地震の地震防災戦略として、各々の戦略に応じて具体目標の実現を図るものとする。

	頁
人的被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1．揺れによって発生する死者軽減戦略・・・・・・・・	3
2．津波によって発生する死者軽減戦略・・・・・・・・	8
3．その他重傷者救命のための戦略・・・・・・・・	13
経済被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	14

## 人的被害軽減戦略

### 【減災目標】 今後 10 年間で死者数を半減

(死者数を約 9,200 人から約 4,500 人に)

東海地震の被害想定の中でも死者数が最大の朝 5 時、風速 15m/s の地震発生ケースの対策を基本として、今後 10 年間で下記に示す具体目標を達成することにより、死者数約 9,200 人から約 4,500 人に半減させることとする。

このうち、

- ・住宅の耐震化や家具の固定など揺れによる建物被害の軽減対策により約 3,900 人
- ・津波ハザードマップの作成・配布による早期避難率の向上や海岸保全施設整備の推進など津波による被害の軽減対策により約 800 人

軽減する。

### 東海地震の地震防災戦略（死者数軽減）総括表

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 7,900 人	約 4,000 人	約 3,900 人減	49%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考) マイコンメーターの普及【完了】			約 3,500 人減 (うち約 50 人減)	
			約 90 人減	
			約 300 人減	
			約 40 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 1,400 人	約 500 人	約 800 人減	60%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			約 700 人減	
			約 100 人減	
死者数の軽減（合計）	約 9,200 人	約 4,500 人	約 4,700 人減	51%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 1. 揺れによって発生する死者数の軽減

**【減災目標】** 今後、10年間で揺れによる死者数を半減  
(死者数を約7,900人から約4,000人に)

今後10年間で揺れによって発生する死者数を約7,900人から約4,000人に半減させることとする。

このうち、

- ・住宅等の耐震化及び家具の固定により約3,500人
- ・急傾斜地崩壊対策、出火防止対策などにより約390人

軽減する。

揺れによって、発生する死者数の軽減策としては、以下の3つに大別される。

- (1) 住宅・建築物の耐震化
- (2) 家具の固定、建物被害に伴う出火防止策等の居住空間内の安全確保
- (3) 急傾斜地崩壊対策や延焼防止対策等による外部空間の安全確保

### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### 減災効果の根拠項目

##### 住宅等の耐震化【国土交通省】

建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅の耐震化を図る。

【具体目標】

住宅の耐震化率90%(全国)を目指す。(平成15年推計値75%(全国))

【減災効果】

死者数 約3,500人

### (2) 居住空間内の安全確保

#### 減災効果の根拠項目

##### 家具の固定【内閣府、消防庁】

住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

家具の固定率を、強化地域等で54%を目指す。(平成15年度静岡県53.7%、平成15年度神奈川県45.0%、平成16年度東京都27.8%、平成15年度愛知県31.0%)

**【減災効果】**

死者数 約 50 人

**出火防止**

**ア) 住宅の耐震化【国土交通省】**

住宅の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

**【具体目標】**

住宅の耐震化率 90% (全国) を目指す。(平成 15 年推計値 75% (全国))

**【減災効果】**

死者数 約 300 人

**(参考)**

**マイコンメーターの普及【経済産業省】**

既にマイコンメーターの普及率はほぼ 100%を達成。(被害想定当時は都県ごとに、約 50%～約 98%と設定。)

**【既に発生している減災効果】**

現時点の死者数 約 40 人

**その他の項目**

**防災力の向上**

**ア) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】**

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

**【具体目標】**

強化地域における自主防災組織の組織率 100%を目指す。(平成 15 年 4 月 1 日現在 96.1% (強化地域))

**(3) 外部空間における安全確保**

**減災効果の根拠項目**

**急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】**

急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

**【具体目標】**

急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成 26 年度末で約 54 万戸 (全国) を目指す。(平成 16 年度末約 42 万戸 (全国))

**【減災効果】**

## その他の項目

### 延焼防止対策

#### ア) 密集市街地の整備【国土交通省】

避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

##### 【具体目標】

最低限の安全性として、強化地域全域について不燃領域率 40%以上の確保を目指す。

#### イ) 消防団の充実・強化【消防庁】

消防団への入団促進、活動環境の整備等により、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図る。

##### 【具体目標】

消防団員 100 万人（全国）を目指す。（平成 16 年 4 月 1 日現在 919,105 人（全国））

### 鉄道施設、道路施設の耐震補強

#### ア) 新幹線高架橋柱の耐震補強【国土交通省】

鉄道事業者において新幹線の高架橋柱の耐震補強を実施する。

##### 【具体目標】

平成 20 年度までに新幹線の高架橋柱の耐震補強を完了を目指す。（平成 15 年度 56%（全国））

#### イ) 道路橋の耐震補強【国土交通省】

緊急輸送道路の橋梁並びに新幹線や高速道路をまたぐ橋梁について、重点的に耐震補強を実施する。

##### 【具体目標】

##### (1) 緊急輸送道路の橋梁

・国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」(平成 17 年度～19 年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了を目指す。（平成 16 年度末 高速自動車国道：約 95%、直轄国道：約 53%、都道府県管理道路：約 49%（全国））

(2)新幹線や高速道路をまたぐ橋梁

- ・「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成 17 年度～平成 19 年度)を策定し、これに基づき、概ね完了を目指す。(平成 16 年度末 新幹線をまたぐ橋梁：約 28%、高速道路をまたぐ橋梁：約 69% (全国))

< その他定性的目標 >

( 1 ) 住宅・建築物の耐震化

項目	目標
学校、医療施設及び社会福祉施設の耐震化【文部科学省、厚生労働省】	学校施設や医療施設、社会福祉施設について耐震化など適切な防災安全性の確保を推進し、倒壊により児童生徒や入院患者、障害者・高齢者等の要援護者等の被災が生じる恐れのないようにする。
防災拠点となる公共施設等の耐震化【消防庁】	阪神・淡路大震災では、防災拠点となる建築物に甚大な被害が生じ、災害対策に重大な支障をもたらすなど、大規模な被害が発生したことから、これらの耐震化を推進することで、人的被害を軽減する。

( 2 ) 居住空間内の安全確保

項目	目標
機械器具への安全装置の整備等【経済産業省】	安全装置付機器の販売割合を 100% に近づける。
復電時における通電火災の防止【経済産業省、消防庁】	平成 17 年度中に電気事業者において通電火災を防止するために今後必要とされる課題等について検討を行い、検討結果に応じて必要な対策を実施する。
民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化【内閣府、消防庁】	民間事業者における動力消防ポンプ等の設置を推進する。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

( 3 ) 外部空間における安全確保

項目	目標
耐震性貯水槽等の整備促進【消防庁】	耐震性貯水槽整備数を増加させる。
消防力の充実・強化【消防庁】	消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。

<p>石油コンビナート防災対策の充実等 【消防庁、経済産業省】</p>	<p>防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。 また、石油特製プラント等高圧ガス設備に係る耐震設計手法、耐震性診断法及び耐震性向上対策法の普及を図る。</p>
<p>自動販売機の転倒防止対策【経済産業省】</p>	<p>自動販売機据付基準（JIS基準）の周知徹底を図る。</p>
<p>緊急地震速報の実用化【気象庁】</p>	<p>緊急地震速報を活用した各種防災対策の実施により地震・津波被害を軽減する。</p>
<p>海底地殻変動観測による被害予測の高度化【海上保安庁】</p>	<p>地震の規模や範囲、発生時期の予測精度を向上させる。</p>



## 2. 津波によって発生する死者数の軽減

**【減災目標】** 今後、10年間で津波による死者数を6割軽減  
(死者数を約1,400人から約500人に)

今後10年間で津波によって発生する死者数を約1,400人から約500人に6割軽減させることとする。

このうち、

- ・津波ハザードマップの作成、津波避難訓練等による避難意識の向上により約700人
- ・津波防御施設の整備・充実により約100人

軽減する。

### (1) 津波避難意識の向上

以下の対策により、津波避難意識の向上を図り、死者数を軽減する。なお、津波避難意識の向上については、津波避難意識を保持することも必要であり、後述する<その他定性的目標>の「(1) 避難意識の向上」に掲げた項目も相まって効果を発揮することから、津波避難意識の向上に関わる対策を総合的に推進するものとする。

**【減災効果】**

死者数 約700人

**津波ハザードマップの作成支援【内閣府、消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省】**

浸水想定区域図や津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、市町村のハザードマップの作成支援を行う。

**【具体目標】**

今後5年間で津波ハザードマップを津波防災対策が必要なすべての市町村において策定することを目指す。(平成16年調査時点の策定率約17%)

重要沿岸域(東海、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域)における状況

**津波防災訓練の実施【消防庁、国土交通省、総務省】**

**【具体目標】**

津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、全沿岸市町村で津波避難訓練の実施を目指す。また、国と地方公共団体等が協力して、津

波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

#### **自主防災組織の育成・充実【消防庁】**

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

##### **【具体目標】**

強化地域における自主防災組織の組織率 100%を目指す。(平成 15 年 4 月 1 日現在 96.1% (強化地域))

### **(2) 津波情報の的確な伝達**

#### **その他の項目**

#### **津波予報の迅速化【気象庁】**

ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用する。

##### **【具体目標】**

平成 17 年度中を目途に、地震を検知した後、最速 2 分以内で津波予報を発表することを目指す。(平成 16 年現在 最速 3 分で発表)

#### **防災行政無線（同報系）等の整備【消防庁】**

防災行政無線（同報系）をはじめ災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。

##### **【具体目標】**

防災行政無線（同報系）を全市町村で整備することを目指す。(平成 15 年度末時点整備率 88.1% (強化地域))

### **(3) 津波避難施設の整備・充実**

#### **その他の項目**

#### **避難地（津波避難ビル等）の整備・指定【内閣府、消防庁】**

津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

##### **【具体目標】**

付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有するすべての市町村において津波避難ビル等を指定する。(参考 平成 16 年全国の沿岸市町村に対する指定市町村率 14%)

( 4 ) 津波防護施設の整備・充実

**減災効果の根拠項目**

**海岸保全施設整備の推進【農林水産省、水産庁、国土交通省】**

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の新設、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

**【具体目標】**

津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を全国で約5万haに減少させることを目指す。(平成16年度末約13万ha(全国))

**【減災効果】**

死者数 約100人

< その他定性的目標 >

( 1 ) 津波避難意識の向上

項目	目標
地域防災計画の充実（避難勧告・指示の基準の記載）【消防庁】	津波に係る避難勧告・指示の基準の地域防災計画への記載割合を増やす。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、国土交通省、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
港内における船舶津波対策の策定【海上保安庁】	できるだけ早期に港内における船舶津波対策を策定し、港内における船舶の津波被害を軽減させる。

( 2 ) 津波情報の的確な伝達

項目	目標
津波観測の充実【内閣府、国土交通省、海上保安庁、気象庁、国土地理院】	沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関で共有するとともに公表する。
電子基準点観測データのリアルタイム解析【国土地理院】	電子基準点観測データのリアルタイム解析処理を高度化することにより、地殻変動把握の迅速化を図るとともに、確実な津波早期警戒システム構築に貢献する。
地震、津波に関する情報の周知活動【海上保安庁】	沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して、津波予報や地震、津波に関する情報の効率的な周知を図る。

( 3 ) 津波避難施設の整備・充実

項目	目標
避難路、避難用通路の整備【農林水産省、水産庁、国土交通省】	早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。

( 5 ) 津波防災体制の強化等

項目	目標
民間の海事関連団体との連携強化【海上保安庁】	民間救助組織の充実・強化、海事関係者等への啓発活動を図る。
海底の変動地形調査による被害予測の	東海地震の震源域とその周辺の海底で精密

高度化【海上保安庁】	な変動地形調査を行うことにより、想定される津波の特性を明らかにし、被害予測の高度化に資する。
沿岸防災情報図の整備【海上保安庁】	東海地域沿岸部における沿岸防災情報図の整備と最新維持を図り、防災関係機関へ周知する。
港湾における津波対策の強化【国土交通省】	港湾における津波の挙動の予測図の整備、防波堤の嵩上げ等を推進し、津波の来襲から港湾労働者・来訪者の安全と港湾の機能の確保を図る。

### 3. その他重傷者救命のための戦略

#### < その他定性的目標 >

##### (1) 救助部隊の体制整備

項目	目標
迅速・的確な救出救助活動の実施【警察庁】	広域緊急援助隊の中により高度な救出救助活動を行う特別救助班を指定することにより、救出・救助活動能力の向上を図る。
緊急消防援助隊等の充実【消防庁】	緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。
救助部隊の体制整備【防衛庁】	東海地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。
救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】	機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

##### (2) 広域医療搬送体制の充実等医療体制の整備

項目	目標
広域医療搬送体制の充実等医療体制の整備【内閣府、厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁】	予知があった場合、患者約 600 名を被災地外の医療施設に搬送する。予知ができなかった場合、策定した計画に基づく広域医療搬送を実施し、一人でも多くの患者を搬送する。

## 経済被害軽減戦略

### 【減災目標】 今後 10 年間で経済被害額を半減

( 経済被害額を約 37 兆円から約 19 兆円に )

東海地震の被害想定<sup>1)</sup>の経済被害額を、夕方 18 時、風速 15m/s の地震発生ケースの対策を基本として、今後 10 年間で下記に示す具体目標を達成することにより、約 37 兆円から約 19 兆円に半減させることとする。

このうち、

- ・建物被害の軽減などの直接的被害額として約 12 兆円
- ・間接被害のうち労働力低下に伴う生産活動停止や東西間交通寸断に伴う被害額として約 3 兆円
- ・これらに伴う波及被害額として約 3 兆円

軽減する。

### 東海地震の地震防災戦略（経済被害軽減）総括表

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
			約 18 兆円減	49%減
3. 経済被害の軽減	約 37 兆円	約 19 兆円	約 18 兆円減	49%減
	(1) 資産喪失による被害額の軽減 ・住宅等の耐震化		約 12 兆円減	
	(2) 生産停止活動による被害額の軽減		約 2 兆円減	
	(3) 東西幹線交通寸断による被害額の軽減		約 2 兆円減	
	(4) 波及額の軽減		約 3 兆円減	

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 1. 直接的被害額の軽減

### (1) 資産喪失による被害額の軽減

#### 減災効果の根拠項目

##### 建物被害の軽減

##### **ア) 住宅等の耐震化【国土交通省】**

住宅等の耐震化を図ることによって、建物被害を軽減する。

##### 【具体目標】

住宅の耐震化率 90% (全国) を目指す。(平成 15 年推計値 75% (全国))

##### 【減災効果】

被害額 約 12 兆円

## 2. 間接的被害額の軽減

### (1) 生産活動停止による被害額の軽減

オフィス等の建て替え等による「民間資本ストック」、死者数の軽減による「労働力人口」の減少が軽減されることにより、生産活動の低下が軽減される。

##### 【減災効果】

被害額 約 2 兆円

#### その他の項目

##### 企業自らの防災力確保

##### **ア) 業務継続の取組の推進【内閣府】**

業務継続ガイドラインの策定により、企業の業務継続への取組を推進する。

##### 【具体目標】

業務継続計画を策定している企業の割合を大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を目指す。(平成 16 年日本の大企業で策定済み 22%、策定中 23%、平成 15 年アメリカの主要企業で策定済み 56%、策定中 28%)

##### **イ) 企業の防災の取組を評価する手法の提示【内閣府】**

企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、進んだ取組を行っている企業がその結果を公表することでメリットを得られるようにする。

##### 【具体目標】

防災に関する取組を評価・公表している企業(上場企業)の割合が 5



割程度となることを目指す。(現在、環境報告書の作成・公表を実施(翌年に予定を含む)している上場企業が約50%であり、これと同等レベルを目指す。)

## (2) 東西幹線交通寸断による被害額の軽減

### 減災効果の根拠項目

#### 新幹線の高架橋柱、道路橋の耐震補強等【国土交通省】

鉄道事業者において新幹線の高架橋柱の耐震補強を実施する。  
新幹線や高速道路をまたぐ橋梁について、重点的に耐震補強を実施する。  
港湾における耐震強化岸壁の整備を推進する。

#### 【具体目標】

##### (1) 新幹線の高架橋柱

平成20年度までに新幹線の高架橋柱の耐震補強の完了を目指す。(平成15年度56%(全国))

##### (2) 緊急輸送道路の橋梁

・国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了を目指す。(平成16年度末 高速自動車国道：95%、直轄国道：約53%、都道府県管理道路：約49%(全国))

##### (3) 新幹線や高速道路をまたぐ橋梁

・「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、概ね完了を目指す。  
(平成16年度末 新幹線をまたぐ橋梁：約28%、高速道路をまたぐ橋梁：約69%(全国))

##### (4) 耐震強化岸壁

・耐震強化岸壁の整備の完了(強化地域)を目指す。(平成16年度末の整備完了率：約80%(強化地域))

#### 【減災効果】

被害額 約2兆円

## 3. 全国への経済波及額の軽減

被災地内の被害額の軽減により、全国への経済波及額を約3兆円軽減する。

< その他定性的目標 >

1 . 直接的被害額の軽減

項目	目標
電力設備の耐震化【経済産業省】	火力発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る。
都市ガス分野における地震対策の検証及び今後のあり方についての検討【経済産業省】	阪神・淡路大震災以降実施した地震対策について平成 17 年 7 月を目途にその効果を検証するとともに今後必要とされる課題について検討を行う。検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を実施する。
水道の基幹管路の耐震化【厚生労働省】	基幹管路である導水管、送水管、配水管の耐震化を図る。
下水道施設の耐震化【国土交通省】	下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きよ)の耐震化を図る。

2 . 間接的被害額の軽減

項目	目標
上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】	ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。

4 . その他の被害軽減対策

項目	目標
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保【経済産業省】	災害対応型給油所の設備導入を支援するとともに、緊急用可搬式ポンプを全国に備えられるよう導入を支援する。
地震保険の普及促進【財務省】	地震保険の契約促進により、地震被災者の保険金給付対象者数を増大させる。

(参考) 東海地震の被害軽減量 [ 死者数 ]

昼 12 時発災のケース

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 4,100 人	約 2,200 人	約 1,900 人減	46%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考) マイコンメーターの普及【完了】			約 1,700 人減 (約 30 人減) 約 60 人減 約 100 人減 約 20 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 600 人	約 300 人	約 300 人減	58%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			約 300 人減 約 60 人減	
死者数の軽減 (合計)	約 4,700 人	約 2,500 人	約 2,200 人減	47%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

夕方 18 時発災のケース

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 5,300 人	約 2,800 人	約 2,500 人減	48%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考) マイコンメーターの普及【完了】			約 1,700 人減 (約 30 人減) 約 60 人減 約 800 人減 約 90 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 700 人	約 300 人	約 400 人減	59%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			約 300 人減 約 70 人減	
死者数の軽減 (合計)	約 5,900 人	約 3,000 人	約 2,900 人減	49%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 東南海・南海地震の地震防災戦略

東南海・南海地震の被害想定から、揺れ及び津波による被害が甚大であることに鑑み、以下の人的被害及び経済被害の軽減戦略を東南海・南海地震の地震防災戦略として、各々の戦略に応じて具体目標の実現を図るものとする。

	頁
人的被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1．揺れによって発生する死者軽減戦略・・・・・・・・	3
2．津波によって発生する死者軽減戦略・・・・・・・・	8
3．その他重傷者救命のための戦略・・・・・・・・	13
経済被害軽減戦略・・・・・・・・・・・・・・・・	14

## 人的被害軽減戦略

### 【減災目標】 今後 10 年間で死者数を半減

(死者数を約 17,800 人から約 9,100 人に)

東南海・南海地震の被害想定の中でも死者数が最大の朝 5 時、風速 15m/s の地震発生ケースの対策を基本として、今後 10 年間で下記に示す具体目標を達成することにより、死者数約 17,800 人から約 9,100 人に半減させることとする。

このうち、

- ・住宅の耐震化や家具の固定など揺れによる建物被害の軽減対策により約 4,200 人
- ・津波ハザードマップの作成・配布による早期避難率の向上や海岸保全施設整備の推進など津波による被害の軽減対策により約 4,400 人

軽減する。

### 東南海・南海地震の地震防災戦略（死者数軽減）総括表

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 9,200 人	約 4,900 人	約 4,200 人減	46%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考) マイコンメーターの普及【完了】			約 3,700 人減 (うち約 100 人減)	
			約 300 人減	
			約 300 人減	
			約 20 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 8,600 人	約 4,200 人	約 4,400 人減	51%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			3,600 人減	
			800 人減	
死者数の軽減(合計)	約 17,800 人	約 9,100 人	約 8,600 人減	49%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 1. 揺れによって発生する死者数の軽減

**【減災目標】** 今後、10年間で揺れによる死者数を半減  
(死者数を約9,200人から約4,900人に)

今後10年間で揺れによって発生する死者数を約9,200人から約4,900人に半減させることとする。

このうち、

- ・住宅等の耐震化及び家具の固定により約3,700人
- ・急傾斜地崩壊対策、出火防止対策などにより約600人

軽減する。

揺れによって、発生する死者数の軽減策としては、以下の3つに大別される。

- (1) 住宅・建築物の耐震化
- (2) 家具の固定、建物被害に伴う出火防止策等の居住空間内の安全確保
- (3) 急傾斜地崩壊対策や延焼防止対策等による外部空間の安全確保

### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### 減災効果の根拠項目

##### 住宅等の耐震化【国土交通省】

建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅の耐震化を図る。

【具体目標】

住宅の耐震化率90%(全国)を目指す。(平成15年推計値75%(全国))

【減災効果】

死者数 約3,700人

### (2) 居住空間内の安全確保

#### 減災効果の根拠項目

##### 家具の固定【内閣府、消防庁】

住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

家具の固定率を、推進地域等で51%を目指す。(平成15年度静岡県53.7%、平成16年度東京都27.8%、平成15年度愛知県31.0%)

【減災効果】

死者数 約 100 人

## 出火防止

### ア) 住宅の耐震化【国土交通省】

住宅の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

#### 【具体目標】

住宅の耐震化率 90% (全国) を目指す。(平成 15 年推計値 75% (全国))

#### 【減災効果】

死者数 約 300 人

## (参考)

### マイコンメーターの普及【経済産業省】

既にマイコンメーターの普及率はほぼ 100%を達成。(被害想定当時は都府県ごとに、約 47%～約 98%と設定。)

#### 【既に発生している減災効果】

現時点の死者数 約 20 人

## その他の項目

### 防災力の向上

#### ア) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

#### 【具体目標】

推進地域における自主防災組織の組織率 93%を目指す。(平成 15 年 4 月 1 日現在 71.1% (推進地域))

## (3) 外部空間における安全確保

### 減災効果の根拠項目

#### 急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】

急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

#### 【具体目標】

急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成 26 年度末で約 54 万戸 (全国) を目指す。(平成 16 年度末約 42 万戸 (全国))

#### 【減災効果】

急傾斜地崩壊危険箇所の対策 約 300 人

## その他の項目

### 延焼防止対策

#### ア) 密集市街地の整備【国土交通省】

避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

##### 【具体目標】

最低限の安全性として、推進地域全域について不燃領域率 40%以上の確保を目指す。

#### イ) 消防団の充実・強化【消防庁】

消防団への入団促進、活動環境の整備等により、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図る。

##### 【具体目標】

消防団員 100 万人（全国）を目指す。（平成 16 年 4 月 1 日現在 919,105 人（全国））

### 道路施設、鉄道施設の耐震補強

#### ア) 新幹線高架橋柱の耐震補強【国土交通省】

鉄道事業者において新幹線の高架橋柱の耐震補強を実施する。

##### 【具体目標】

平成 20 年度までに新幹線の高架橋柱の耐震補強を完了を目指す。（平成 15 年度 56%（全国））

#### イ) 道路橋の耐震補強【国土交通省】

緊急輸送道路の橋梁並びに新幹線や高速道路をまたぐ橋梁について、重点的に耐震補強を実施する。

##### 【具体目標】

##### (1) 緊急輸送道路の橋梁

・国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」(平成 17 年度～19 年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了を目指す。（平成 16 年度末 高速自動車国道：約 95%、直轄国道：約 53%、都道府県管理道路：約 49%（全国））

##### (2) 新幹線や高速道路をまたぐ橋梁



- ・「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成 17 年度～平成 19 年度)を策定し、これに基づき、概ね完了を目指す。(平成 16 年度末 新幹線をまたぐ橋梁：約 28%、高速道路をまたぐ橋梁：約 69% (全国))

<その他定性的目標>

(1) 住宅・建築物の耐震化

項目	目標
学校、医療施設及び社会福祉施設の耐震化【文部科学省、厚生労働省】	学校施設や医療施設、社会福祉施設について耐震化など適切な防災安全性の確保を推進し、倒壊により児童生徒や入院患者、障害者・高齢者等の要援護者等の被災が生じる恐れのないようにする。
防災拠点となる公共施設等の耐震化【消防庁】	阪神・淡路大震災では、防災拠点となる建築物に甚大な被害が生じ、災害対策に重大な支障をもたらすなど、大規模な被害が発生したことから、これの耐震化を推進することで、人的被害を軽減する。

(2) 居住空間内の安全確保

項目	目標
機械器具への安全装置の整備等【経済産業省】	安全装置付機器の販売割合を100%に近づける。
復電時における通電火災の防止【経済産業省、消防庁】	平成17年度中に電気事業者において通電火災を防止するために今後必要とされる課題等について検討を行い、検討結果に応じて必要な対策を実施する。
民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化【内閣府、消防庁】	民間事業者における動力消防ポンプ等の設置を推進する。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

(3) 外部空間における安全確保

項目	目標
耐震性貯水槽等の整備促進【消防庁】	耐震性貯水槽整備数を増加させる。
消防力の充実・強化【消防庁】	消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。
石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】	防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。また、石油精製プラント等高圧ガス設備に係

	る耐震設計手法、耐震性診断法及び耐震性向上対策法の普及を図る。
自動販売機の転倒防止対策【経済産業省】	自動販売機据付基準（JIS基準）の周知徹底を図る。
緊急地震速報の実用化【気象庁】	緊急地震速報を活用した各種防災対策の実施により地震・津波被害を軽減する。
海底地殻変動観測による被害予測の高度化【海上保安庁】	地震の規模や範囲、発生時期の予測精度を向上させる。

## 2. 津波によって発生する死者数の軽減

**【減災目標】** 今後、10年間で津波による死者数を半減  
(死者数を約8,600人から約4,200人に)

今後10年間で津波によって発生する死者数を約8,600人から約4,200人に半減させることとする。

このうち、

- ・津波ハザードマップの作成、津波避難訓練等による避難意識の向上により約3,600人
- ・津波防御施設の整備・充実により約800人

軽減する。

### (1) 津波避難意識の向上

以下の対策により、津波避難意識の向上を図り、死者数を軽減する。なお、津波避難意識の向上については、津波避難意識を保持することも必要であり、後述する<その他定性的目標>の「(1) 避難意識の向上」に掲げた項目も相まって効果を発揮することから、津波避難意識の向上に関わる対策を総合的に推進するものとする。

**【減災効果】**

死者数 約3,600人

**津波ハザードマップの作成支援【内閣府、消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省】**

浸水想定区域図や津波避難訓練の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、市町村のハザードマップの作成支援を行う。

**【具体目標】**

今後5年間で津波ハザードマップを津波防災対策が必要なすべての市町村において策定することを目指す。(平成16年調査時点の策定率約17%)

重要沿岸地域(東海、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域)における状況

**津波防災訓練の実施【消防庁、国土交通省、総務省】**

**【具体目標】**

津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、全沿岸市町村で津波避難訓練の実施を目指す。また、国と地方公共団体等が協力して、津

波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

#### **自主防災組織の育成・充実【消防庁】**

自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を取り巻く課題を調査検討する。

##### **【具体目標】**

推進地域における自主防災組織の組織率 93%を目指す。(平成 15 年 4 月 1 日現在 71.1% (推進地域))

### **(2) 津波情報の的確な伝達**

#### **その他の項目**

##### **津波予報の迅速化【気象庁】**

ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用する。

##### **【具体目標】**

平成 17 年度中を目途に地震を検知した後、最速 2 分以内で津波予報を発表することを目指す。(平成 16 年現在 最速 3 分で発表)

##### **防災行政無線（同報系）等の整備【消防庁】**

防災行政無線（同報系）をはじめ災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。

##### **【具体目標】**

防災行政無線（同報系）を全市町村で整備することを目指す。(平成 15 年度末整備率 70.2% (推進地域))

### **(3) 津波避難施設の整備・充実**

#### **その他の項目**

##### **避難地（津波避難ビル等）の整備・指定【内閣府、消防庁】**

津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

##### **【具体目標】**

付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有するすべての市町村において津波避難ビル等を指定する。(参考 平成 16 年全国の沿岸市町村に対する指定市町村率 14%)

( 4 ) 津波防護施設の整備・充実

**減災効果の根拠項目**

**海岸保全施設整備の推進【農林水産省、水産庁、国土交通省】**

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の新設、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

**【具体目標】**

津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を全国で約5万haに減少させることを目指す。(平成16年度末約13万ha(全国))

**【減災効果】**

死者数 約800人

< その他定性的目標 >

( 1 ) 津波避難意識の向上

項目	目標
地域防災計画の充実（避難勧告・指示の基準の記載）【消防庁】	津波に係る避難勧告・指示の基準の地域防災計画への記載割合を増やす。
防災教育の推進【内閣府、消防庁、国土交通省、文部科学省】	防災教育の推進により、地方公共団体職員、一般住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
港内における船舶津波対策の策定【海上保安庁】	できるだけ早期に港内における船舶津波対策を策定し、港内における船舶の津波被害を軽減させる。

( 2 ) 津波情報の的確な伝達

項目	目標
津波観測の充実【内閣府、国土交通省、海上保安庁、気象庁、国土地理院】	沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関で共有するとともに公表する。
電子基準点観測データのリアルタイム解析【国土地理院】	電子基準点観測データのリアルタイム解析処理を高度化することにより、地殻変動把握の迅速化を図るとともに、確実な津波早期警戒システム構築に貢献する。
地震、津波に関する情報の周知活動【海上保安庁】	沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して、津波予報や地震、津波に関する情報の効率的な周知を図る。

( 3 ) 津波避難施設の整備・充実

項目	目標
避難路、避難用通路の整備【農林水産省、水産庁、国土交通省】	早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。

( 5 ) 津波防災体制の強化等

項目	目標
民間の海事関連団体との連携強化【海上保安庁】	民間救助組織の充実・強化、海事関係者等への啓発活動を図る。
海底の変動地形調査による被害予測の	東海地震の震源域とその周辺の海底で精密

高度化【海上保安庁】	な変動地形調査を行うことにより、想定される津波の特性を明らかにし、被害予測の高度化に資する。
沿岸防災情報図の整備【海上保安庁】	東海地域沿岸部における沿岸防災情報図の整備と最新維持を図り、防災関係機関へ周知する。
港湾における津波対策の強化【国土交通省】	港湾における津波の挙動の予測図の整備、防波堤の嵩上げ等を推進し、津波の来襲から港湾労働者・来訪者の安全と港湾の機能の確保を図る。



### 3. その他重傷者救命のための戦略

#### < その他定性的目標 >

##### (1) 救助部隊の体制整備

項目	目標
迅速・的確な救出救助活動の実施【警察庁】	広域緊急援助隊の中により高度な救出救助活動を行う特別救助班を指定することにより、救出・救助活動能力の向上を図る。
緊急消防援助隊等の充実【消防庁】	緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。
救助部隊の体制整備【防衛庁】	東南海・南海地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。
救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】	機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

##### (2) 地方公共団体の防災体制の充実

項目	目標
防災・危機管理専任スタッフ（部次長級以上）の設置【消防庁】	推進地域都府県において防災・危機管理専任スタッフ（部次長級以上）を設置する。（平成16年4月1日現在未設置団体3）

## 経済被害軽減戦略

### 【減災目標】 今後 10 年間で経済被害額を半減

( 経済被害額を約 57 兆円から約 31 兆円に )

東南海・南海地震の被害想定<sup>1)</sup>の経済被害額を、夕方 18 時、風速 15m/s の地震発生ケースの対策を基本として、今後 10 年間で下記に示す具体目標を達成することにより、約 57 兆円から約 31 兆円に半減させることとする。

このうち、

- ・建物被害の軽減などの直接的被害額として約 19 兆円
- ・間接被害のうち労働力低下に伴う生産活動停止や東西間交通寸断に伴う被害額として約 4 兆円
- ・これらに伴う波及被害額として約 4 兆円

軽減する。

### 東南海・南海地震の地震防災戦略（経済被害軽減）総括表

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
			金額	割合
3. 経済被害の軽減	約 57 兆円	約 31 兆円	約 27 兆円減	47%減
(1) 資産喪失による被害額の軽減 ・住宅等の耐震化			約 19 兆円減	
(2) 生産停止活動による被害額の軽減			約 3 兆円減	
(3) 東西幹線交通寸断による被害額の軽減			約 1 兆円減	
(4) 波及額の軽減			約 4 兆円減	

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 1. 直接的被害額の軽減

### (1) 資産喪失による被害額の軽減

#### 減災効果の根拠項目

##### 建物被害の軽減

##### **ア) 住宅等の耐震化【国土交通省】**

住宅等の耐震化を図ることによって、建物被害を軽減する。

##### 【具体目標】

住宅の耐震化率 90% (全国) を目指す。(平成 15 年推計値 75% (全国))

##### 【減災効果】

被害額 約 19 兆円

## 2. 間接的被害額の軽減

### (1) 生産活動停止による被害額の軽減

オフィス等の建て替え等による「民間資本ストック」、死者数の軽減による「労働力人口」の減少が軽減されることにより、生産活動の低下が軽減される。

##### 【減災効果】

被害額 約 3 兆円

#### その他の項目

##### 企業自らの防災力確保

##### **ア) 業務継続の取組の推進【内閣府】**

業務継続ガイドラインの策定により、企業の業務継続への取組を推進する。

##### 【具体目標】

業務継続計画を策定している企業の割合を大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を目指す。(平成 16 年日本の大企業で策定済み 22%、策定中 23%、平成 15 年アメリカの主要企業で策定済み 56%、策定中 28%)

##### **イ) 企業の防災の取組を評価する手法の提示【内閣府】**

企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、進んだ取組を行っている企業がその結果を公表することでメリットを得られるようにする。

##### 【具体目標】

防災に関する取組を評価・公表している企業（上場企業）の割合が5割程度となることを目指す。（現在、環境報告書の作成・公表を実施（翌年に予定を含む）している上場企業が約50%であり、これと同等レベルを目指す。）

## （2）東西幹線交通寸断による被害額の軽減

### 減災効果の根拠項目

#### 新幹線の高架橋、道路橋の耐震補強等【国土交通省】

鉄道事業者において新幹線の高架橋柱の耐震補強を実施する。

新幹線や高速道路をまたぐ橋梁について、重点的に耐震補強を実施する。

港湾における耐震強化岸壁の整備を推進する。

#### 【具体目標】

##### (1) 新幹線の高架橋柱

平成20年度までに新幹線の高架橋柱の耐震補強の完了を目指す。平成15年度56%（全国）

##### (2) 緊急輸送道路の橋梁

国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」（平成17年度～平成19年度）を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了を目指す。（平成16年度末 高速自動車国道：95%、直轄国道：約53%、都道府県管理道路：約49%（全国））

##### (3) 新幹線や高速道路をまたぐ橋梁

「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」（平成17年度～平成19年度）を策定し、これに基づき、概ね完了を目指す。（平成16年度末 新幹線をまたぐ橋梁：約28%、高速道路をまたぐ橋梁：約69%（全国））

##### (4) 耐震強化岸壁

耐震強化岸壁の整備完了率約70%（推進地域）を目指す。（平成16年度末の整備完了率：約50%（推進地域））

#### 【減災効果】

被害額 約1兆円

### 3 . 全国への経済波及額の軽減

被災地内の被害額の軽減により、全国への経済波及額を約 4 兆円軽減する。

< その他定性的目標 >

1. 直接的被害額の軽減

項目	目標
電力設備の耐震化【経済産業省】	火力発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る。
都市ガス分野における地震対策の検証及び今後のあり方についての検討【経済産業省】	阪神・淡路大震災以降実施した地震対策について平成 17 年 7 月を目途にその効果を検証するとともに今後必要とされる課題について検討を行う。検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を実施する。
水道の基幹管路の耐震化【厚生労働省】	基幹管路である導水管、送水管、配水管の耐震化を図る。
下水道施設の耐震化【国土交通省】	下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きよ)の耐震化を図る。

2. 間接的被害額の軽減

項目	目標
上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】	ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。

4. その他の被害軽減対策

項目	目標
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保【経済産業省】	災害対応型給油所の設備導入を支援するとともに、緊急用可搬式ポンプを全国に備えられるよう導入を支援する。
地震保険の普及促進【財務省】	地震保険の契約促進により、地震被災者の保険金給付対象者数を増大させる。

(参考)東南海・南海地震の被害軽減量 [ 死者数 ]

昼 12 時発災のケース

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 4,200 人	約 2,400 人	約 1,800 人減	42%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考)マイコンメーターの普及【完了】			約 1,500 人減 (約 50 人減) 約 200 人減 約 100 人減 約 10 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 4,100 人	約 2,400 人	約 1,700 人減	42%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			約 1,300 人減 約 400 人減	
死者数の軽減 (合計)	約 8,200 人	約 4,800 人	約 3,500 人減	42%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

夕方 18 時発災のケース

地震防災戦略	現状	対策後	減少分	
1. 揺れによって発生する死者数の軽減	約 7,500 人	約 3,900 人	約 3,600 人減	49%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の耐震化</li> <li>・家具の固定</li> <li>・急傾斜地の危険箇所の解消</li> <li>・住宅の耐震化に伴う出火の減少</li> </ul> (参考)マイコンメーターの普及【完了】			約 2,100 人減 (約 60 人減) 約 200 人減 約 1,200 人減 約 80 人減	
2. 津波によって発生する死者数の軽減	約 5,000 人	約 2,700 人	約 2,400 人減	47%減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難意識の向上</li> <li>・海岸保全施設整備の推進</li> </ul>			約 1,900 人減 約 500 人減	
死者数の軽減 (合計)	約 12,500 人	約 6,500 人	約 6,000 人減	48%減

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(1) 住宅・建築物の耐震化	住宅等の耐震化 (国土交通省)	・従来の補助事業を統合化し、耐震診断・改修を通じ、地方公共団体にとって使い勝手の良いものとする「住宅・建築物耐震改修等事業」の創設(17年度) ・耐震改修等に関する地方公共団体の主体的な取り組みを支援する「地域住宅交付金制度」の活用(17年度) ・住宅ローン減税等の特例措置の適用上、地震に対する安全基準に適合する中古住宅については、築後経過年数に関する要件にかかわらず、対象に追加(17年度) ・学識経験者、地方公共団体などからなる「住宅・建築物の地震防災推進会議」を発足させ、今後、目標達成のための施策の方向などについてとりまとめ予定
(2) 居住空間内の安全確保	家具の固定 (内閣府)	住宅内の安全確保のため、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入などの普及。具体的には、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入に関するPRの実施。
	自主防災組織の育成・充実 (消防庁)	・自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知 ・防災知識の普及啓発 ・自主防災組織を取り巻く課題の調査検討
(3) 外部空間における安全確保	急傾斜地崩壊危険箇所の対策 (国土交通省)	急傾斜地崩壊対策事業の実施
	密集市街地の整備 (国土交通省)	・避難地・避難路の整備 ・建築物の不燃化・共同化
	消防力の充実・強化 (消防庁)	消防職員数の確保、消防防災施設・設備の整備
	消防団の充実・強化 (消防庁)	消防団への入団促進、活動環境の整備等
	新幹線高架橋柱の耐震補強 (国土交通省)	新幹線高架橋柱について平成20年度の完了を目指す
	道路橋の耐震補強 (国土交通省)	・緊急輸送道路の橋梁については、国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了 ・新幹線や高速道路をまたぐ橋梁については、「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき概ね完了

2. 津波によって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(1) 津波避難意識の向上	津波ハザードマップの作成支援(消防庁)	・津波浸水予測図の作成推進
	津波ハザードマップの作成支援(農林水産省、水産庁、国土交通省)	・津波危機管理対策緊急事業による浸水想定区域図の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアルの普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援。
	津波ハザードマップの作成支援(内閣府)	・津波ハザードマップ作成マニュアルの普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援。
	津波防災訓練の実施(消防庁、国土交通省、総務省)	・沿岸部市町村における津波避難訓練の実施のための助言・指導 ・国と地方公共団体等が協力して、津波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施
(2) 津波情報の的確な伝達	津波予報の迅速化(気象庁)	・緊急地震速報の技術を活用した津波予報発表の迅速化 日本近海の地震に対する津波予報の一層迅速な発表を行うため、ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用。
	防災行政無線(同報系)等の整備(消防庁)	市町村における防災行政無線(同報系)等の整備
(3) 津波避難施設の整備・充実	避難地(津波避難ビル等)の整備・指定(内閣府、消防庁)	・津波避難ビル等のガイドラインの普及 ・津波避難ビル等の意識啓発活動 ・(避難困難地域の抽出)
(4) 津波防護施設の整備・充実	海岸保全施設整備の推進(農林水産省、水産庁、国土交通省)	・海岸保全施設の新設 ・開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等 ・海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等



経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1) 資産喪失による被害額の軽減	住宅等の耐震化(国土交通省) 住宅の耐震化

2. 間接的被害額の軽減

項目名	対策の内容	
(1) 生産活動停止による被害額の軽減	業務継続の取組の推進(内閣府)	業務継続ガイドラインの策定により、企業の業務継続への取組を推進する。 (ガイドライン対象項目)耐震化、転倒防止、安否確認、影響度の評価、重要な要素抽出、業務継続計画、バックアップ、組織体制、訓練、地域貢献など
	企業の防災の取組を評価する手法の提示(内閣府)	企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、進んだ取組を行っている企業がその結果を公表することでメリットが得られるようにする。 (評価対象項目) マネジメント(組織体制、安全確保、業務継続計画、教育・訓練など)、コンプライアンス、サプライチェーン、地域・社会貢献、防災に貢献する商品・サービスの提供、情報公開など
(2) 東西幹線交通寸断による被害額の軽減	新幹線の高架橋柱、道路橋の耐震補強等の推進(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線の高架橋柱については、平成20年度完了</li> <li>・緊急輸送道路の橋梁については、国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了</li> <li>・新幹線や高速道路をまたぐ橋梁については、「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき概ね完了</li> <li>・港湾における耐震強化岸壁の整備の完了(強化地域)を目指す。</li> <li>・港湾における耐震補強岸壁の整備完了率約70%(推進地域)を目指す。</li> </ul>

<その他定性的目標>

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

項目名	対策の内容														
(1) 住宅・建築物の耐震化	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 168 782 313">学校の耐震化 (文部科学省)</td> <td data-bbox="782 168 1410 313"> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業(平成15年度～)の実施</li> <li>学校施設の耐震化推進方策等に関する調査研究の実施(平成17年3月取りまとめ予定)</li> <li>学校施設の耐震化推進に関する相談窓口(平成15年10月開設)の活用</li> <li>公立学校施設の耐震化に係る経費について国庫補助を実施</li> <li>国立大学等施設の耐震性の劣る老朽施設の改善整備</li> <li>国立大学附属病院の再開発整備</li> <li>私立学校施設の耐震化促進のために、耐震補強工事に対し支援を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 313 782 436">医療機関の耐震化 (厚生労働省)</td> <td data-bbox="782 313 1410 436"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院の補強による耐震化</li> <li>地震防災特別措置法に基づいて、地震防災対策上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化</li> <li>築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助する医療施設の近代化施設整備</li> <li>大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、へき地医療、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 436 782 492">社会福祉施設の耐震化 (厚生労働省)</td> <td data-bbox="782 436 1410 492"> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した社会福祉施設の耐震化</li> <li>社会福祉施設の地震防災対策上必要な補強改修</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 492 782 582">防災拠点となる公共施設等の耐震化 (消防庁)</td> <td data-bbox="782 492 1410 582"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地とされている公共・公用施設の耐震化</li> <li>災害対策の拠点となる公共・公用施設の耐震化</li> <li>不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化</li> </ul> </td> </tr> </table>	学校の耐震化 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業(平成15年度～)の実施</li> <li>学校施設の耐震化推進方策等に関する調査研究の実施(平成17年3月取りまとめ予定)</li> <li>学校施設の耐震化推進に関する相談窓口(平成15年10月開設)の活用</li> <li>公立学校施設の耐震化に係る経費について国庫補助を実施</li> <li>国立大学等施設の耐震性の劣る老朽施設の改善整備</li> <li>国立大学附属病院の再開発整備</li> <li>私立学校施設の耐震化促進のために、耐震補強工事に対し支援を実施</li> </ul>	医療機関の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院の補強による耐震化</li> <li>地震防災特別措置法に基づいて、地震防災対策上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化</li> <li>築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助する医療施設の近代化施設整備</li> <li>大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、へき地医療、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化</li> </ul>	社会福祉施設の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した社会福祉施設の耐震化</li> <li>社会福祉施設の地震防災対策上必要な補強改修</li> </ul>	防災拠点となる公共施設等の耐震化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地とされている公共・公用施設の耐震化</li> <li>災害対策の拠点となる公共・公用施設の耐震化</li> <li>不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化</li> </ul>						
学校の耐震化 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業(平成15年度～)の実施</li> <li>学校施設の耐震化推進方策等に関する調査研究の実施(平成17年3月取りまとめ予定)</li> <li>学校施設の耐震化推進に関する相談窓口(平成15年10月開設)の活用</li> <li>公立学校施設の耐震化に係る経費について国庫補助を実施</li> <li>国立大学等施設の耐震性の劣る老朽施設の改善整備</li> <li>国立大学附属病院の再開発整備</li> <li>私立学校施設の耐震化促進のために、耐震補強工事に対し支援を実施</li> </ul>														
医療機関の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院の補強による耐震化</li> <li>地震防災特別措置法に基づいて、地震防災対策上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化</li> <li>築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助する医療施設の近代化施設整備</li> <li>大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、へき地医療、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化</li> </ul>														
社会福祉施設の耐震化 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した社会福祉施設の耐震化</li> <li>社会福祉施設の地震防災対策上必要な補強改修</li> </ul>														
防災拠点となる公共施設等の耐震化 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地とされている公共・公用施設の耐震化</li> <li>災害対策の拠点となる公共・公用施設の耐震化</li> <li>不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化</li> </ul>														
(2) 居住空間内の安全確保	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 582 782 728">機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)</td> <td data-bbox="782 582 1410 728"> <ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol>           さらに以下の課題についての検討。           <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 728 782 817">復電時における通電火災の防止 (経済産業省)</td> <td data-bbox="782 728 1410 817">           以下の対策の有効性に関しての検討。           <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 817 782 963">機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)</td> <td data-bbox="782 817 1410 963"> <ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol>           さらに以下の課題についての検討。           <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 963 782 1052">復電時における通電火災の防止 (経済産業省)</td> <td data-bbox="782 963 1410 1052">           以下の対策の有効性に関しての検討。           <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1052 782 1153">民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化 (内閣府)</td> <td data-bbox="782 1052 1410 1153">           民間事業者における動力消防ポンプ等の設置の促進。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1153 782 1254">防災教育の推進 (消防庁、内閣府)</td> <td data-bbox="782 1153 1410 1254"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、有効活用</li> <li>首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実</li> <li>自主防災組織等に対する教育・訓練の充実</li> <li>地域の力を活かした防災教育推進のための環境整備(防災教育のアイデアの募集、表彰、優良事例集の作成等)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1254 782 1355">防災教育の推進 (文部科学省)</td> <td data-bbox="782 1254 1410 1355"> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進</li> </ul> </td> </tr> </table>	機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> さらに以下の課題についての検討。 <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol>	復電時における通電火災の防止 (経済産業省)	以下の対策の有効性に関しての検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul>	機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> さらに以下の課題についての検討。 <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol>	復電時における通電火災の防止 (経済産業省)	以下の対策の有効性に関しての検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul>	民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化 (内閣府)	民間事業者における動力消防ポンプ等の設置の促進。	防災教育の推進 (消防庁、内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、有効活用</li> <li>首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実</li> <li>自主防災組織等に対する教育・訓練の充実</li> <li>地域の力を活かした防災教育推進のための環境整備(防災教育のアイデアの募集、表彰、優良事例集の作成等)</li> </ul>	防災教育の推進 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進</li> </ul>
機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> さらに以下の課題についての検討。 <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol>														
復電時における通電火災の防止 (経済産業省)	以下の対策の有効性に関しての検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul>														
機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>安全装置付機器の普及促進</li> <li>要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> さらに以下の課題についての検討。 <ol style="list-style-type: none"> <li>主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol>														
復電時における通電火災の防止 (経済産業省)	以下の対策の有効性に関しての検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>感震ブレーカーの有効性</li> <li>広報(「避難時にブレーカーを切る、等)の有効性</li> </ul>														
民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化 (内閣府)	民間事業者における動力消防ポンプ等の設置の促進。														
防災教育の推進 (消防庁、内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災・危機管理e-カレッジ」の普及、有効活用</li> <li>首長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実</li> <li>自主防災組織等に対する教育・訓練の充実</li> <li>地域の力を活かした防災教育推進のための環境整備(防災教育のアイデアの募集、表彰、優良事例集の作成等)</li> </ul>														
防災教育の推進 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進</li> </ul>														
(3) 外部空間における安全確保	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 1355 782 1433">耐震性貯水槽等の整備促進 (消防庁)</td> <td data-bbox="782 1355 1410 1433">           耐震性貯水槽の整備促進         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1433 782 1646">石油コンビナート防災対策の充実 (消防庁)</td> <td data-bbox="782 1433 1410 1646">           消防力及び防災体制の充実強化のための           <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業者(特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を含む)による大容量泡放射システムの配備</li> <li>特定事業者による防災管理者等に対する研修</li> <li>特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期報告</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1646 782 1870">自動販売機の転倒防止対策 (経済産業省)</td> <td data-bbox="782 1646 1410 1870">           自動販売機関連団体が毎年10月を自動販売機月間とし、自動販売機に対する信頼性の向上を図るため、各種イベントセミナーを実施。当セミナーを通じ関係省庁と協力してユーザー業界に対して自動販売機据付基準の更なる周知の徹底。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1870 782 1977">緊急地震速報の実用化 (気象庁)</td> <td data-bbox="782 1870 1410 1977"> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道分野における実際の利用を可能とするための環境作りを関係機関と連携し進めこれを実現し有効性を実証するとともに認知度を向上させる。また、他の産業分野にも同様に働きかけを行い、特定された分野における利用の促進する。</li> <li>不特定多数に対して緊急地震速報が伝達された際に、個人が適切な防災対応や避難行動が取れるようなガイドラインを関係機関と連携のうえ策定するとともに、シンポジウム等の広報活動を通じ、この情報に対する理解を促進させ、社会的な混乱が生じないような環境を整備するための啓発活動の実施。併せて、関係機関と連携のもと国民一人一人に情報が伝達される手段の確立。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1977 782 1977">海底地殻変動観測による被害予測の高度化 (海上保安庁)</td> <td data-bbox="782 1977 1410 1977">           地震調査研究推進本部が平成13年に策定した「地震に関する基盤的調査観測計画の見直しと重点的な調査観測体制の整備について」に基づき、海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を継続して実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明確化。         </td> </tr> </table>	耐震性貯水槽等の整備促進 (消防庁)	耐震性貯水槽の整備促進	石油コンビナート防災対策の充実 (消防庁)	消防力及び防災体制の充実強化のための <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業者(特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を含む)による大容量泡放射システムの配備</li> <li>特定事業者による防災管理者等に対する研修</li> <li>特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期報告</li> </ul>	自動販売機の転倒防止対策 (経済産業省)	自動販売機関連団体が毎年10月を自動販売機月間とし、自動販売機に対する信頼性の向上を図るため、各種イベントセミナーを実施。当セミナーを通じ関係省庁と協力してユーザー業界に対して自動販売機据付基準の更なる周知の徹底。	緊急地震速報の実用化 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道分野における実際の利用を可能とするための環境作りを関係機関と連携し進めこれを実現し有効性を実証するとともに認知度を向上させる。また、他の産業分野にも同様に働きかけを行い、特定された分野における利用の促進する。</li> <li>不特定多数に対して緊急地震速報が伝達された際に、個人が適切な防災対応や避難行動が取れるようなガイドラインを関係機関と連携のうえ策定するとともに、シンポジウム等の広報活動を通じ、この情報に対する理解を促進させ、社会的な混乱が生じないような環境を整備するための啓発活動の実施。併せて、関係機関と連携のもと国民一人一人に情報が伝達される手段の確立。</li> </ul>	海底地殻変動観測による被害予測の高度化 (海上保安庁)	地震調査研究推進本部が平成13年に策定した「地震に関する基盤的調査観測計画の見直しと重点的な調査観測体制の整備について」に基づき、海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を継続して実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明確化。				
耐震性貯水槽等の整備促進 (消防庁)	耐震性貯水槽の整備促進														
石油コンビナート防災対策の充実 (消防庁)	消防力及び防災体制の充実強化のための <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業者(特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を含む)による大容量泡放射システムの配備</li> <li>特定事業者による防災管理者等に対する研修</li> <li>特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期報告</li> </ul>														
自動販売機の転倒防止対策 (経済産業省)	自動販売機関連団体が毎年10月を自動販売機月間とし、自動販売機に対する信頼性の向上を図るため、各種イベントセミナーを実施。当セミナーを通じ関係省庁と協力してユーザー業界に対して自動販売機据付基準の更なる周知の徹底。														
緊急地震速報の実用化 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道分野における実際の利用を可能とするための環境作りを関係機関と連携し進めこれを実現し有効性を実証するとともに認知度を向上させる。また、他の産業分野にも同様に働きかけを行い、特定された分野における利用の促進する。</li> <li>不特定多数に対して緊急地震速報が伝達された際に、個人が適切な防災対応や避難行動が取れるようなガイドラインを関係機関と連携のうえ策定するとともに、シンポジウム等の広報活動を通じ、この情報に対する理解を促進させ、社会的な混乱が生じないような環境を整備するための啓発活動の実施。併せて、関係機関と連携のもと国民一人一人に情報が伝達される手段の確立。</li> </ul>														
海底地殻変動観測による被害予測の高度化 (海上保安庁)	地震調査研究推進本部が平成13年に策定した「地震に関する基盤的調査観測計画の見直しと重点的な調査観測体制の整備について」に基づき、海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を継続して実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明確化。														

2. 津波によって発生する死者数の軽減

項目名	対策の内容
(1) 津波避難意識の向上	<p>地域防災計画の充実(避難勧告・指示の基準の記載)(消防庁、文部科学省)</p> <p>以下の項目について、地域防災計画に明確に規定するよう助言・指導の実施。                      ・地域防災計画への津波に係る避難勧告・指示基準の記載                      ・地方公共団体の迅速な警報発令体制の整備                      ・防災行政無線など避難勧告等の迅速な伝達システムの整備                      ・住民、学校等における津波に関する防災教育の促進</p> <p>港内における船舶津波対策の策定(海上保安庁)</p> <p>地震発生から津波の来襲までには時間的余裕がない場合が多く、また、津波の規模や船舶への影響等は港の形態や利用状況等によって異なることから、想定される震源断層モデルに対応して港内における津波の挙動を予測する「津波防災情報」を活用して、船舶への影響を検討の上、津波予報が発令された場合における船舶への避難勧告の実施方法、及び避難順序等の具体的な対応策を策定。                      ・継続的に情報伝達訓練等の津波対応訓練を実施。</p>
(2) 津波情報の的確な伝達	<p>津波観測の充実(国土交通省、海上保安庁、気象庁、国土地理院)</p> <p>沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関で共有するとともに公表。</p> <p>電子基準点観測データのリアルタイム解析(国土地理院)</p> <p>・高品質な観測データの取得                      ・解析処理の高速化・高精度化                      ・リアルタイム地殻変動自動解析処理システムの開発</p> <p>地震、津波に関する情報の周知活動(海上保安庁)</p> <p>沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して東海地震注意情報、津波に関する情報の周知のために有効な伝達手段についての検討。                      関係都県と連携した情報伝達体制の整備。</p>
(3) 津波避難施設の整備・充実	<p>避難路、避難用通路の整備(農林水産省、水産庁、国土交通省)</p> <p>・避難路の整備促進                      ・海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備促進</p>
(5) 津波防災体制の強化等	<p>救助勢力の機動性の向上と充実・強化(海上保安庁)</p> <p>訓練による機動救難士の充実・強化、救急救命士資格保有者の養成</p> <p>民間の海事関連団体との連携強化(海上保安庁)</p> <p>救助用物品の無償貸与、水難救済会の救難所員への訓練指導、民間救助勢力との連携の強化等の措置。                      各種協議会等を通じて津波についての啓発活動の実施。</p> <p>港湾における津波対策の強化(国土交通省)</p> <p>港湾における津波の挙動の予測図の整備、防波堤の高上げ等を推進し、津波の来襲から港湾労働者・来訪者の安全と港湾の機能の確保を図る。</p>

3. その他重傷者救命のための戦略

項目名	対策の内容
(1) 救助部隊の体制整備	<p>迅速・的確な救出救助活動の実施(警察庁)</p> <p>救出救助活動能力の向上</p> <p>緊急消防援助隊等の充実(消防庁)</p> <p>・消火部隊の増強                      ・救助部隊の増強                      ・航空部隊の増強                      ・特殊装備部隊(ロボット隊)の増強</p> <p>救助部隊の体制整備(防衛庁)</p> <p>・情報収集・伝達態勢の整備                      ・救出・救難態勢の整備                      ・人員・物資の輸送態勢の整備                      ・生活支援・障害除去等の態勢等の整備                      ・災害派遣時の対応能力を高める措置</p> <p>救助勢力の機動性の向上と充実・強化(海上保安庁)</p> <p>・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る</p>
(2) 広域医療搬送体制の充実等医療体制の整備(東海地震のみ)	<p>被災地における広域搬送拠点の設置・運営体制の整備</p> <p>被災地における災害拠点病院等から広域搬送拠点までの患者搬送体制の整備</p> <p>・広域医療搬送に必要な医療従事者の確保(約200チームの災害派遣医療チームの整備)</p> <p>・災害派遣医療チームを被災地外から被災地内広域搬送拠点まで航空機により輸送する体制の整備</p> <p>・広域搬送患者を被災地内広域搬送拠点から被災地外の基地・空港まで航空機により搬送する体制の整備</p> <p>・被災地外の基地・空港から受け入れ病院までの患者搬送体制の整備</p> <p>・広域医療搬送の進行を管理・調整する体制および要領の整備</p> <p>・被災地内の災害拠点病院等、広域搬送拠点、航空機内のそれぞれの過程における診療指針の周知</p>
(3) 地方公共団体の防災体制の充実(東南海・南海地震のみ)	<p>地方公共団体の防災体制の充実(消防庁)</p> <p>・効果的な組織体制の検討、必要性についての啓発</p>

経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1) ライフライン施設の耐震化	<p>電力設備の耐震化(経済産業省)</p> <p>電力設備の耐震化の実施                      ・火力発電設備                      ・ボイラー振れ止め装置の耐震補強                      ・変電設備                      ・変電所変圧器の基礎アンカーボルトの強化                      ・配電設備                      ・電柱の基礎強化                      ・柱上変圧器の落下防止</p> <p>都市ガス分野における地震対策の検証及び今後のあり方についての検討(経済産業省)</p> <p>想談会での検討事項について必要に応じ対策を実施。</p> <p>水道の基幹管路の耐震化(厚生労働省)</p> <p>地震等の災害発生時においても、断水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、基幹管路である導水管、送水管、配水管の耐震化の実施</p> <p>下水道施設の耐震化(国土交通省)</p> <p>下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きよ)の耐震化を図る。</p>

2. 間接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1)生産活動停止による被害額の軽減 上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制(厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省)	(水道) ・(下水道) ・早期復旧のための体制を充実する。  (電気)  (ガス) ・復旧に向けた支援体制の整備による復旧日数の短縮化 (通信) ・関係機関(自治体、電力事業者等との情報共有・連絡体制の確立) ・非常用電源の配備 ・災害時の多様な通信手段の確保及びその周知 ・重要な電気通信設備の二重化等

4. その他の被害軽減対策

項目名	対策の内容
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保(経済産業省)	平成8年度より災害対応型給油所普及事業を実施してきたところであるが、平成17年度より、補助金を拡充し一層の推進。 平成17年度からは、自家発電設備を持たない給油所においても電力が復旧するまでの間も給油機能を回復することができるよう、可搬式ポンプを事業者が備えておくことができるよう補助対象を追加。 さらに、事業者独自の取り組みとして、現在、石油製品販売事業者の地方団体ごとに災害時の協力協定を地方自治体と結び、帰宅困難者支援(休憩場所の提供、周辺道路事情の情報提供等)や緊急時燃料供給(緊急車両用燃料、医療機関自家発電用燃料等の供給)、防災訓練などを実施、促進。
地震保険の普及促進(財務省)	・「地震保険普及促進のためのポスター」を全国主要駅構内に掲出することにより、一般国民に対して地震保険への加入促進を積極的に啓発するとともに広報活動の効果的な実施。 ・実際に地震保険の募集販売を行っている損害保険会社および損害保険協会では、マスメディアを活用した地震保険の広告宣伝。 ・火災保険契約者で地震保険を付保していない契約者に対しては、地震保険の「おすすめハガキ」を発送するなど、地震保険の加入促進。